

平成27年第1回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月12日（木）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村星彦
下水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育課長	川村政則	農業委員会 委員長	金淵盛一
農業委員会 事務局局長	外山昌彦	選挙管理 委員会委員長	高橋司
選挙管理 委員会局長	下田正幸	代表監査委員	米内山功
監査委員 事務局局長	山本晃広		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 山本晃広
総括主査 鈴木健司

事務局次長 畠山正子

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 日程第 5 議案第 2号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 6 議案第 3号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案
- 日程第 8 議案第 5号 六戸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案
- 日程第 9 議案第 6号 六戸町職員の自己啓発等休業に関する条例案
- 日程第 10 議案第 7号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 8号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 9号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第 13 議案第 10号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 11号 六戸町保育の実施に関する条例を廃止する条例案
- 日程第 15 議案第 12号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 追加提出議案の上程
- 日程第 17 議案第 26号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 18 議員提出議案第1号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議員提出議案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について
- 日程第 20 議員提出議案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書提出について
- 日程第 21 議員提出議案第4号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書提出について

日程第 2 2 各常任委員会所管事項調査付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

5 番 下 田 敏 美

6 番 川 村 重 光

会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました平成27年度予算関係議案第18号から第25号までの8件について審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、予算特別委員長。

予算特別委員長（円子徳通君）

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました平成27年度予算関係の議案第18号 平成27年度六戸町一般会計予算、議案第19号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第21号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第24号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成27年度六戸

町霊園事業特別会計予算を去る3月10日、11日の2日間、予算特別委員会を開催いたし、審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

予算特別委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、議案第18号から議案第25号までの8件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成27年度六戸町一般会計予算、議案第19号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第21号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第24号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成27年度六戸町霊園事業特別会計予算、以上8件の議案はそれぞれ原案のとおり可決

されました。

議 長（苫米地繁雄君）

次に、日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

5ページをごらんください。

本件は、平成27年2月1日、六戸町大字犬落瀬字権現沢地内の六戸町立開知小学校校舎前駐車場において校舎屋根からの落雪により駐停車中の一般車両の後部を一部損傷した事故で、この示談が成立し、平成27年2月24日に損害賠償の額5万3,374円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第1号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

6番、川村君。

6 番（川村重光君）

屋根から雪が落ちて一般車両、この一般車両というのは職員とかそういう関係ですか。

議 長（苫米地繁雄君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

お答えを申し上げます。

破損された車の持ち主につきましては、保護者の方でございます。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

6 番、川村君。

6 番（川村重光君）

考え方によっては大変な事故だと思うんですよ。児童に落ちれば大変だと。そういうことで、日ごろのこういう管理体制というのはどういうふうになっているのか。

また、こういうのが公共地域でもあり得ると。役場に関して結構つらとか、そういうのはおりにくと思うんですけれども、その体制とか、そういうのをちょっとお聞かせくださいばと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

それでは、お答えを申し上げます。

通常の管理体制でございますけれども、各学校におかれましては、児童・生徒に関しましては、先生のほうからもそういう落雪の指導をもちろんされておりますけれども、来場者、来校者に対する対応につきましては看板を設置するなど、また、学校によっては危険な場所にはロープを張るなどそういう対応をできておりますが、今回の開知小学校の場合も落雪の看板は確かに設置はしてありましたけれども、やはり来場者の目にとまる場所とか、そういう部分がちょっと不足していたものですから、看板の配置場所、またロープの設置等も含めて教育委員会のほうから指導してございます。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

6 番、川村君。

6 番（川村重光君）

まことにあってはならない、人身にならないでよかったなと思うような事例でございますので、今後ともそういう注意事項をきちっとするような対応をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

答弁はいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4 議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

平成27年度において行う事業計画の一部変更について、県及び関係する8市町で負担する額を8ページの別紙のとおり変更するものであります。

全体では、前年度比較2万6,000円減の698万4,000円、また、当町の負担額は前年度同額の11万4,000円となっております。

以上で議案第1号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第2号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

それでは、議案第2号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少

及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明いたします。

11ページをごらんください。

本案は、構成団体の青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更に伴い、規約の変更をするものであります。

附則といたしまして、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第2号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

議長（苫米地繁雄君）

次に、日程第6 議案第3号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第3号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

13ページをごらんください。あわせて別紙新旧対照表もごらんください。

主な改正内容につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成26年10月14日付の青森県人事委員会の勧告を考慮し、職員の給与月額及び単身赴任手当の額を改定し、並びに住居手当及び単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲並びに管理職員特別勤務手当に係る支給事由を拡大するため、改正するものであります。

その内容といたしましては、第1条 六戸町職員の給与に関する条例の一部改正では、第8条の3、再任用職員の住居手当の適用区分について、第10条の3、単身赴任手当の額の変更について、第16条の2、管理職員特別勤務手当の支給区分について、第16条の3、再任用職員の適用除外について及び別表の給料表について改正するものであります。

第2条 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、附則の現給保障に係る経過措置について改正するものであります。

附則として、第1項では、施行日を27年4月1日とし、第2項では、施行日前の異動者の号給の調整について、第3項から第6項までは、給料の切りかえに伴う経過措置について、第7項では、規則への委任について定めるものであります。

以上で議案第3号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、
原案のとおり可決いたしました。

議 長 (苫米地繁雄君)

次に、日程第 7 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

それでは、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案についてご説明いたします。

29ページをごらんください。あわせて別紙新旧対照表もごらんください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が常勤の特別職として設置されることから、関係条例を整理するため、改正するものであります。

その内容として、第1条では、六戸町特別職報酬審議会設置条例について、第2条では、六戸町特別職の職員の給与に関する条例について、第3条では、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例について、第4条では、六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、それぞれ改廃するものであります。

附則として、第1項では、施行日を平成27年4月1日からとし、第2項では、六戸町特別職報酬等審議会設置条例の適用区分について、第3項では、六戸町特別職の職員の給与に関する条例の経過措置について、第4項では、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の経過措置について、第5項では、六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の経過措置について定めるものであります。

以上で議案第4号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第5号 六戸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

それでは、議案第5号 六戸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案についてご説明いたします。

34ページをごらんください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い制定するものであります。

その内容として、六戸町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務に専念する義務の特例については、六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び六戸町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受けるものとするものであります。

附則として、第1項では、施行日を平成27年4月1日からとし、2項では、経過措置について定めるものであります。

以上で議案第5号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第6号 六戸町職員の自己啓発等休業に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第6号 六戸町職員の自己啓発等休業に関する条例案についてご説明いたします。
36ページをごらんください。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の自己啓発の機会を拡大するため、制定するものであります。

その内容として、第1条では、趣旨について、第2条では、自己啓発休業の承認について定めるものであります。第3条では、自己啓発等休業の期間について、大学課程の履修は2年、国際貢献活動は3年とするものであります。第4条では、大学課程履修の教育施設について、第5条では、奉仕活動について、第6条では、休業の承認の申請について、第7条では、休業の期間の延長について、第8条では、休業の承認の取り消し事由について、第9条では、状況の報告について、第10条では、職務復帰後における給料の号給の調整について、第11条では、規則への委任について、それぞれ定めるものであります。

附則として、施行日を平成27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第6号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町職員の自己啓発等休業に関する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第7号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

産業課長。

産業課長(外山昌彦君)

議案第7号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

43ページをごらんください。別冊の新旧対照表の22ページもごらんください。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い改正するものであります。

改正の内容は、別表中の(15)、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第19条第3項の規定に基づく登録票の交付またはその更新もしくは再交付手数料の引用している法律の題名が変更されるため、名称を変更するものであります。

附則では、施行期日を法律の施行日の平成27年5月29日からとするものであります。

以上で議案第7号の説明とします。

議長 長(苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第8号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第8号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の45ページをお開き願います。あわせて補足資料の23ページと24ページもごらんいただきたいと思います。

第2条中、「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」と改め、保

保険料につきましては、基準月額を5,880円から1,100円アップの6,980円に改正するものでございます。このことは2月27日開催の介護保険運営協議会でも了承を得ておりますことを申し添えさせていただきます。さらに、住民税の課税状況により現在6段階を9段階に改正するものです。

詳細は、補足資料の24ページで左側が改正前、右側が改正後となり、本文の第1号から第9号は、改正後の第1段階から第9段階に該当いたします。そのため、改正分では、5号中と6号中の保険料は減額となっております。改正後は第5段階が基準額となります。きのうも説明したとおり、改正後の第1、第2段階の方は、平成29年度には軽減が拡大されますので、現在より保険料は少なくなります。

議案の46ページをお開き願います。

附則の第8条第1項では、介護予防・日常生活支援総合事業について、平成28年4月1日から、第2項から第4項までの在宅医療介護連携推進事業等については、平成29年4月1日からと事業の開始日を定めるものでございます。

附則は、施行期日と経過措置であります。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第9号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(川村星彦君)

議案第9号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

議案の48ページから70ページをごらんいただきたいと思います。あわせて補足資料の25ページからもご参照願います。

この議案は、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する国の基準の一部改正により、当町でも、国と同じく規定している条文の文言の改正、登録定員、ユニット数にかかわる規定等の改正を行うものでございます。

指定地域密着型サービスには9つのサービスがございますが、現在、当町で実施されているのはそのうちの認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームだけでございますので、その点についてのみ説明いたします。

グループホームにかかわる改正は56ページ、第113条の改正で、現在、住居の数は2ユニットの18戸までとなっておりますが、認められた地域では3ユニットの27戸までとすることができるという改正でございます。

附則につきましては、施行日を平成27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第10号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第10号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の72ページをごらんください。あわせて補足資料の53ページもごらんください。

児童福祉法の一部改正に伴い、学童保育所に入所できる者を現行の小学校「3年生まで」を小学校「6年生まで」とする改正でございます。

附則は、施行期日を平成27年4月1日とするものであります。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第11号 六戸町保育の実施に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第11号 六戸町保育の実施に関する条例を廃止する条例案についてご説明いたします。

議案の73ページをごらんください。

子ども・子育て支援新制度において施行規則により保育が必要な児童について定められたため、今まで定めていた当条例を廃止するものでございます。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 六戸町保育の実施に関する条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第12号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

議案第12号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の76ページをお開きください。あわせて補足資料54ページからの新旧対照表もご参照ください。

今回の改正は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、別表のとおり道路占用料の額を改正するものでございます。

附則は、施行期日を平成27年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 追加提出議案の上程を議題といたします。

本定例会に町長より議案第26号が追加提出されました。これを上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田 豊君)

まず、今議会に提案いたしました報告1件、議案25件につきましては、ただいま皆様のご理解を賜り、ご承認、ご決議をいただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げたいと思

ます。改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速ではございますが、追加提案をいたしました国の補正予算に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金内示に伴う議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第26号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に4,722万1,000円を追加し、52億2,939万6,000円とするものであります。

また、繰越明許費についてであります。総合戦略策定事業ほか5事業について年度内に完了できないことから、4,722万1,000円を平成27年度へ繰り越しすることといたしております。

以上、ご審議の上、ご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議 長（苫米地繁雄君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

なお、議員提出議案4件については、議案第26号の審議の後に審議していただくこととしておりますので、ご了解願います。

次に、日程第17 議案第26号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第26号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、今回の補正の財源といたしまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金に地域住民生活等緊急支援交付金4,722万1,000円を追加計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財政管理費に総合戦略策定経費として目の計で938万2,000円、及び7 目企画費に移住促進新築住宅建設補助金909万円を追加計上いたしました。

続いて3 款民生費、1 項社会福祉費では、1 目社会福祉総務費に福祉商品券給付事業に係る経費として目の計で1,081万円を計上。この事業は、65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの非課税世帯及び子育て世帯に対して生活等緊急支援として福祉商品券を給付するものであります。

続いて、6 ページになります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の補助金に米・畑作物の収入減少影響緩和対策加入推進事業補助金で245万2,000円を計上。

続いて7 款になります。7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費にプレミアム商品券発行支援事業補助金1,468万7,000円を計上。これは、プレミア率20%、内訳としましては県が10%、町が10%の負担でございます。この商品券を8,000セット発行し、地元消費の拡大及び地域経済の活性化を図るものであります。

続いて、3 目観光費に地場産品消費拡大事業補助金80万円を計上いたしました。

以上で議案第26号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成26年度六戸町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議員提出議案第1号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

本案は、11番、金崎盛三君外5名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、

原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議員提出議案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案は、6番、川村重光君外4名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出については、別紙のとおり提出することに決定いたしました。

次に、日程第20 議員提出議案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案は、6番、川村重光君外4名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出については、別紙のとおり提出することに決定いたしました。

次に、日程第21 議員提出議案第4号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案は、6番、川村重光君外4名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、農林水産大臣に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書提出については、別紙のとおり提出することに決定いたしました。

次に、日程第22 各常任委員会所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび総務常任委員会委員長円子徳通君、産業民生常任委員会委員長川村重光君から、所管事項について、閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は平成27年3月議会定例会終了後から平成27年4月30日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることと決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前11時08分)